特別区道の路線の認定に関わる経過等について

特別区道の路線の認定に関わる経過等について、下記のとおり報告します。

記

1 認定する路線

路線	名	起点~終点	幅	員及び延長	用地取得原因等
第 2590 号距	各線	南荻窪二丁目4番~ 南荻窪二丁目4番	幅員 延長	5.00m 74.62m	都市計画法第 40 条第 2項による帰属

2 路線の概要

- (1) 特別区道の路線認定箇所調書・・・別紙1
- (2) 現況写真 ・・・・・・・・別紙 2

3 これまでの経過

令和5年11月13日 開発行為許可 第510号

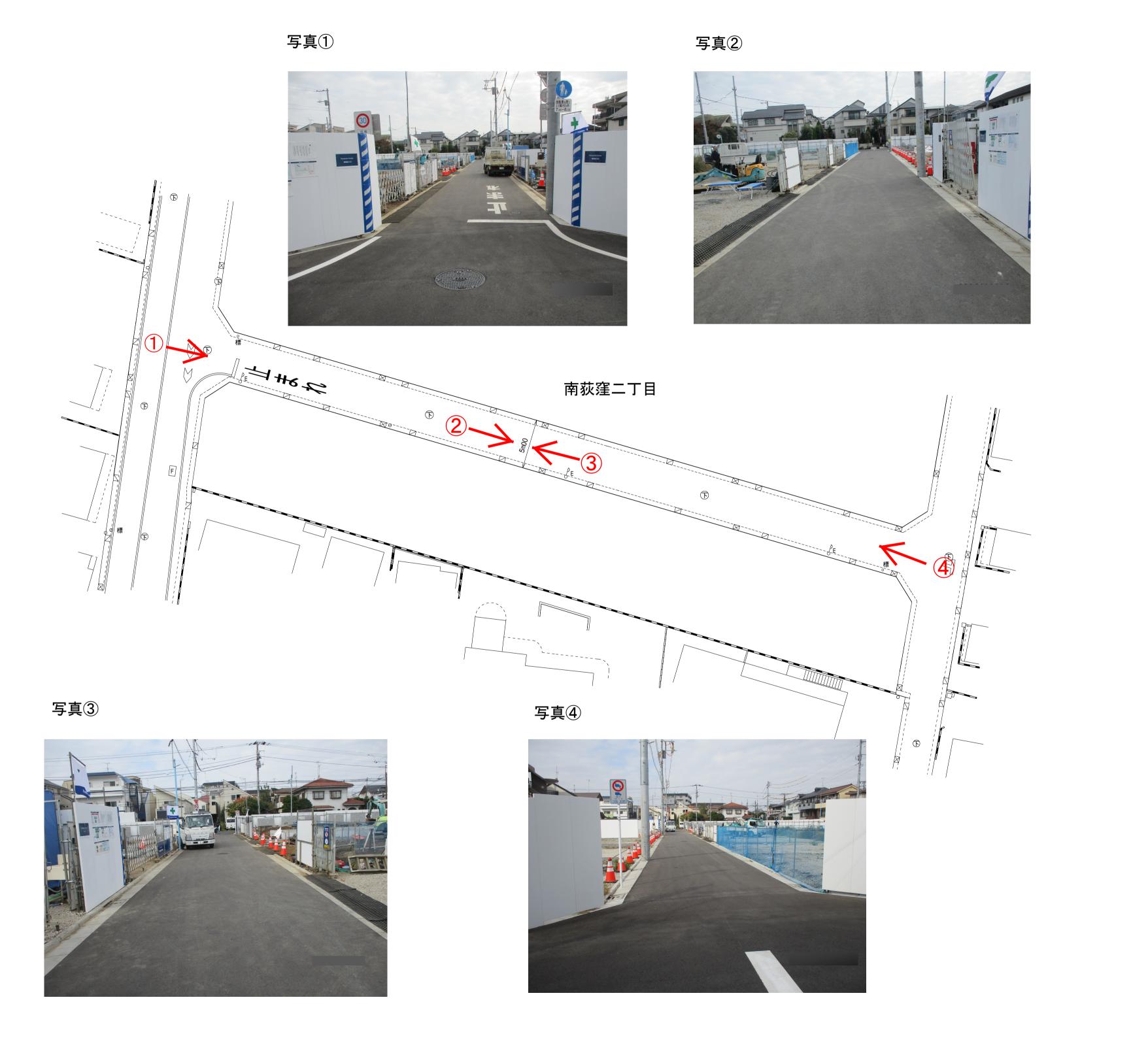
令和6年4月10日 開発行為変更許可 第602号

8月15日 開発行為完了公告 杉並区告示第302号

8月16日 都市計画法第40条第2項による帰属

8月27日 杉並区区有通路第8308 号路線に指定

特別区道の路線認定箇所調書							
1111	議 案 番 号 第88号						
路 線 名		特別区道第2590号路線					
場	起点	南荻窪二丁目4番					
所	終点	南荻窪二丁目4番					
延長		74.62	m				
幅		5. 00	m				
Ī	面積	382.51	m²				
主要施設							
道路施設	アスファルト舗装面積	306.17	m²				
	L形側溝	138.29	m				
	L形雨水桝	8	箇所				
道路附属物	街路灯	4 基 (うち単独柱 1 基)					
	下水人孔	2	箇所				
占用物件	L形汚水桝	1 6	箇所				
	下水道管	φ 2 5 0	mm(管径)				
	水道管	φ 7 5	mm(管径)				
	ガス管	φ 5 0	mm(管径)				
	電柱	3	本				
	用地の取得原因	都市計画法第40条第2項による帰属					



別紙2

4